



経営継続補助金

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた取組を支援します。

○対象者 **農業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受ける必要があります。

○補助上限額

・単独申請

150万円

・グループ（共同）申請

1,500万円

○受付期間 **令和2年7月10日(金)締切り**※河内農振受付分

※JA組合員は、各JAが窓口になりますが、締切り日が異なりますので各JAへご確認ください！

※支援機関に提出する書類のサポートを行いますので、早めにご相談ください。

○対象期間 **令和2年5月14日(木)～令和2年12月31日(木)**

※対象期間中の取組に関する経費が補助対象です。

5月14日以降に支出した経費の証拠書類（領収書等）を保管ください。

※事業の採択には、有識者等による審査がありますので、全ての申請が採択されるとは限りません。

※申請が採択された場合は、補助事業名、代表者名、所在都道府県等を公表することがあります。

<補助の対象となる経費>（単独申請の例）

①経営継続に関する取組に要する経費

- ①機械装置等費
- ②広報費・展示会等出展費
- ③旅費
- ④開発・取得費
- ⑤雑役務費
- ⑥借料
- ⑦専門家謝金・専門家旅費
- ⑧設備処分費
- ⑨委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

②感染拡大防止の取組に要する経費

- ①消毒費用
- ②マスク費用
- ③清掃費用
- ④飛沫対策費用
- ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用
- ⑦PR費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

補助要件

「①経営継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン



発情発見装置



野菜苗移植機



果実等自動選別機

「支援機関」が農業者の申請や事業の実施をサポートします。

支援機関(予定)

- 各農協：JA組合員が対象
- 栃木県農業経営相談所（JA栃木中央会内）：JA組合員以外が対象
- 畜産関係の業界団体等：各組合員が対象

<問い合わせ先>

- ・JA組合員の方は、最寄りのJAにお問い合わせください。
 - ・JA組合員以外の方は、河内農業振興事務所にお問い合わせください。
- (※各農業振興事務所経営普及部が栃木県農業経営相談所のサテライト窓口となります。)

事前に必ず必要書類（見積書・確定申告書・消費税の確定申告書(課税事業者)・作成した申請書等）及び印鑑をご用意のうえ、申請下さい。

河内農業振興事務所 TEL：028-626-3072

受付日 令和2年6月30日(火)～7月10日(金)締切り

受付時間 9：00～16：00 (土・日曜を除く)